香川県バレーボール協会規約

第一章　総則

〔名称〕

第１条　　この会は、香川県バレーボール協会（以下、「本会」という。）と称する。

〔事務所〕

第２条　　本会の事務所は、会長の指定するところに置く。

平成 13 年～

〒761-8058　香川県高松市勅使町 355　香川高等専門学校高松キャンパス内

第二章　目的及び事業

〔目的〕

第３条　　本会は、香川県におけるバレーボール競技を統括し、バレーボールの普及・発展に努めると共に、県民の生涯スポーツの基礎づくりに寄与することを目的とする。

〔事業〕

第４条　　本会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　バレーボールに関する各種大会の開催事業

（２）　バレーボールに関する講習会の開催、及び指導者の育成事業

（３）　バレーボール競技における競技力の向上事業

（４）　バレーボール競技における審判員の資格認定及び審判技術の向上事業

（５）　バレーボールに関する顕彰等に関する事業

（６）　バレーボールに関する広報活動事業

（７）　コンプライアンスに則った行動を図る事業

（８）　その他、本会の目的達成に必要な事業

第三章　組織

〔構成組織〕

第５条　　本会は、香川県における本会の登録チーム及び加盟団体と、本会の目的に賛同する団体や個人をもって組織する。

〔関連組織〕

第６条　　本会は、（公財）日本バレーボール協会、四国バレーボール連盟及び、（公財）香川県スポーツ協会の組織団体とする。

第四章　評議員及び役員

〔評議員〕

第７条　本会に登録したチーム及び本会の活動目的に賛同する団体は、代表者１名を評議員として選出し、評議員会において本会の運営について意見を述べることができる。

また、小学生・ヤング・ママさん・ソフト・ビーチの加盟団体も、各団体の理事長を含めて１～５名までの評議員を置き、評議員会において本会の運営について意見を述べることができる。

〔役員〕

第８条　本会には次の役員を置く。任期は２年とし再任を妨げない。ただし、就任時における年齢が７０歳未満の者とする。

（１）会長１名　（２）副会長　若干名　（３）理事長１名

（４）副理事長　若干名　（５）常任理事　若干名　（６）理事　若干名

（７）監事２名

〔会長・副会長〕

第９条　会長・副会長は、評議員会で推薦し同会で決定する。

第１０条　会長は、本会を代表して会務を統括し、理事会及び評議員会を招集してその議長となる。

第１１条　副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

〔理事〕

第１２条　理事は、評議員のなかから評議員会で推薦された者及び、学識経験者を会長がこれを委嘱する。但し、加盟団体の小学生・ヤング・ママさん・ソフト・ビーチ連盟は、第７条の評議員を充てる。

〔常任理事〕

第１３条　常任理事は、理事の互選により会長がこれを委嘱する。但し、登録種別部会の部長または理事長及び、専門委員会の委員長を原則とする。

〔理事長・副理事長〕

第１４条　理事長は、理事のなかから常任理事会が推薦して会長がこれを委嘱する。

第１５条　理事長は、会務を処理執行し常任理事会を招集してその議長となる。

第１６条　副理事長は、常任理事のなかから理事長が推薦して会長がこれを委嘱する。

第１７条　副理事長は、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

〔監事〕

第１８条　監事は、評議員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

第１９条　監事は、会計の監査及び監査に必要な活動を行う。

〔役員の補選等〕

第２０条　役員の任期が満了となった場合は、後任者が就任するまで前任者がその職務を行う。

第２１条　役員の任期中に欠員ができた場合は、早急に補選を行い、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

〔事務局長〕

第２２条　事務局長は会長がこれを委嘱し、総務委員長を兼ねることができる。

第２３条　事務局長は本会の事務所を開設し、報道・ＪＶＡ及び共催後援団体等の連絡調整、役員会の企画、慶弔に関すること及び、本会の会計処理にあたる。

〔名誉会長・顧問・参与〕

第２４条　これら他に本会には、名誉会長・名誉顧問・顧問・参与を置くことができる。

第２５条　名誉会長・顧問及び参与は、評議員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

第２６条　顧問は、会長の諮問機関とし、また参与は、理事会の諮問機関とする。

第五章　会議

〔評議員会〕

第２７条　評議員会は、第７条の評議員をもって組織し、会長が召集して議長となる。

第２８条　評議員会は、毎年４月に開催し、予算・決算その他重要事項を協議・決定する。但し、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

第２９条　副会長・常任理事・理事・監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

〔理事会〕

第３０条　理事会は、会長・副会長・常任理事及び理事をもって組織し、会長が議長となり評議員会の決定するところに基づき、一般会務を執行する。

〔常任理事会〕

第３１条　常任理事会は、会長・副会長及び常任理事をもって組織し、理事長が議長となり会務を処理執行する。

〔専門委員会〕

第３２条　本会には、理事会の定めるところにより、必要な専門委員会を設けることができる。

第３３条　専門委員会に関する規定は、理事会において別にこれを定める。

〔登録種別部会〕

第３４条　本会には､理事会の定めるところにより､必要な登録種別部会を設けることができる。

第３５条　登録種別部会に関する規定は、理事会において別にこれを定める。

〔議　決〕

第３６条　総ての会議の決定は、出席者の過半数の決議による。賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

第六章　顕彰等

〔顕彰及び激励〕

第３７条　本会は評議員会の定めるところにより、必要な顕彰及び激励を行うことができる。

第３８条　顕彰等に関する規定は、理事会において別にこれを定める。

第七章　会計

〔登録料〕

第３９条　本会の経費は、登録料その他の収入をもって充てる。また登録の額は、毎年評議員会においてこれを定める。

〔会計の種類〕

第４０条　本会の会計は、普通会計と特別会計で構成する。

（１）　普通会計は、登録料・助成金その他の収入をもってこれに充てる。

（２）　特別会計は、特別な収入をもってこれに充て、特別な場合に評議員会の同意を得て支出することができる。

〔会計年度〕

第４１条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第八章　規約の改正

〔規約改正〕

第４２条　本規約は、評議員会出席者の３分の２以上の議決を経て改正することができる。

附則　昭和５０年　４月　１日一部改正
昭和６２年　４月　１日一部改正
平成　７年　４月　９日一部改正
平成２０年１２月　６日一部改正
平成２４年　４月　８日一部改正
平成２５年　４月　７日一部改正
令和　５年　４月　９日一部改正

専門委員会規定

第一章　総則

第１条　　この規定は、香川県バレーボール協会規約第３２条及び第３３条に基づき、専門委員会に関する必要な事項を定める。

第２条　　前条の専門委員会として、次の委員会を設置する。

（１）競技委員会　　（２）指導普及委員会　（３）強化委員会　（４）審判委員会

（５）総務委員会　　（６）コンプライアンス委員会

（７）その他目的達成に必要な委員会

第二章　所管事項

第３条　　この委員会は、理事会または常任理事会の付託を受けて、次の事項について審議しこれを処理する。

（１）　競技委員会は、競技会の開催日程及び会場の調整、競技の運営、JVA-mrs 登録に関する事項の処理にあたる。

（２）　指導普及委員会は、調査研究、講習会・研修会の開催等、競技人口の拡大や指導者の育成に関する事項の処理にあたる。

（３）　強化委員会は、チーム及び選手の強化育成や、技術の向上等に関する事項の処理にあたる。

（４）　審判委員会は、審判員の養成・審判資格の認定等審判技術の向上及び、審判員の派遣、各種大会のＪＶＩＳ運営等に関する事項の処理にあたる。

（５）　総務委員会は、役員及び組織全般に関する管理、規約及び規定等に関する管理、顕彰等の事業の企画・運営に関する事項の処理にあたる。

なお、「本会の歩み」のできごと欄の記載内容は、理事長が次の三点をふまえて年度末に作成する。

①　大会の中止及び新たな大会の開始があった。

②　ＪＶＡ主催大会等でベスト４以上の成績を収めたチームがあった。

③　国レベルのスポーツ顕彰を県協会関係者（団体を含む）が受けた、また県協会としての新たな取り組みが始まったなど後世に伝えておきたいできごとがあった。

（６）コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する方針、体制、関連規程等に関する事項、解決すべき課題の発生の対応に関する事項及び啓発に関する事項の処理にあたる。なお、ＪＶＡコンプライアンス規程に準じた活動を行う。

第三章　委員

第４条　　各委員会の委員長は、常任理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第５条　　各委員会の委員は、各部会の推薦により理事となり、会長がこれを委嘱する。
第６条　　委員長は、委員会を代表して委員会の会務を掌理する。

第四章　任期

第７条　　委員の任期は、２年とし再任を妨げない。

第五章　会議

第８条　　委員会は、委員長が招集してその議長となる。
第９条　　委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。
第１０条　緊急を要するため、委員会に付議することが困難な場合は、委員長がこれを決定する。但し、次の委員会に報告して承認を得なければならない。
第１１条　会長・副会長・理事長は、委員会に出席して意見を述べることができる。また、各委員長・各部長も必要に応じて出席して意見を述べることができる。

第六章　規定の変更

第１２条　この規定は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則　　この規定は、平成２０年１２月６日から施行する
平成２３年　４月１０日　一部改正
令和　５年　４月　９日　一部改正

登録種別部会規定

第一章　総則

第１条　　この規定は、香川県バレーボール協会規約第 34 条及び第 35 条の規定に基づき、登録種別部会に関する必要な事項を定める。

第２条　　前条の登録種別部会として、次の部会を設置する。

（１）クラブ部会　（２）実業団部会　（３）大学生部会
（４）高等専門学生部会　（５）高校生部会　（６）中学生部会
（７）小学生部会　（８）ママさん部会　（９）ソフト部会
（１０）ビーチ部会　（１１）ヤング部会

第二章　所管事項

第３条　　それぞれの部会は、理事会または常任理事会の付託を受けて、次の事項について審議しこれを処理する。

（１）　バレーボール競技の普及・振興に関することがらの処理にあたる。
（２）　県民の生涯スポーツの基礎づくりに関することがらの処理にあたる。

第三章　役員

第４条　　各部会の役員は、理事のなかから県会長がこれを委嘱する。

第５条　　各部会には部会長及び部長を置き、部会長は各連盟の会長があたり、部長は各連盟の理事長または、高体連専門委員長・中体連競技部長があたる。

第６条　　部長は、部会を代表して部会の会務を掌理する。

第四章　任期

第７条　　役員の任期は、２年とし再任を妨げない。

第五章　会議

第８条　　部会は、部会長が招集してその議長となる。

第９条　　部会の議事は、出席役員の過半数で決定し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

第１０条　緊急を要するため、部会に付議することが困難な場合は、部長がこれを決定する。但し、次の部会に報告して承認を得なければならない。

第１１条　県の会長・副会長・理事長・各委員長は、部会に出席して意見を述べることができる。

第六章　規定の変更

第１２条　この規定は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則　　この規定は、平成２０年１２月６日から施行する
　　平成２４年　４月　８日　一部改正

顕彰及び激励に関する規定

〔総　則〕

第１条　　この規定は、香川県バレーボール協会規約第 37 条及び第 38 条の規定に基づき、顕彰及び激励に関する必要な事項を定める。

〔目　的〕

第２条　　この規定は、次の顕彰や激励をすることにより、本県のバレーボール界の発展に資することを目的とする。

（１）　香川県におけるバレーボール競技の普及発展に功労のあった者（団体を含む、以下同じ）の顕彰

（２）　県内外で優秀な成績を修めた者の顕彰

（３）　日本を代表してアジア大会等、国際大会に出場する者への激励

〔対象者〕

第３条　　前条の目的により、次の者を本規定の対象者とする。

（１）功労者　　（２）優秀指導者　（３）優秀選手　　（４）日本の代表者

〔顕彰等の方法〕

第４条　　前条の対象者に対し、それぞれ次のものを贈る。

（１）　功労者には、感謝状と記念品

（２）　指導者と優秀選手には、表彰状と記念品

（３）　日本の代表選手には激励費、代表スタッフには祝い金

〔対象者の選考基準等〕

第５条　　第２条の対象者の選考にあたっては次の基準に留意する。

（１）　功労者

①　香川県バレーボール協会の役員として、１０期２０年以上務めその任を退いた者

②　香川県バレーボール協会の副会長として、３期６年以上務めその任を退いた者

（２）　優秀指導者

①　（公財）日本バレーボール協会主催・共催の全国大会およびそれに準ずる大会で、３位以内に入賞したチームの監督

（３）　優秀選手

①　（公財）日本バレーボール協会主催・共催の全国大会およびそれに準ずる大会で、３位以内に入賞したチームの選手

②　上記大会において優秀選手として選考された者

（４）　日本代表者

①　ＦＩＶＢ及び、その傘下の５大陸バレーボール連盟が主催・共催する国際大会に日本代表として参加する者

〔選考委員〕

第６条　　第２条の対象者の選考会は、会長・副会長・理事長及び常任理事で構成された選考委

員会で行う。このとき、会長が委員長となり議長を務める。

〔顕彰等の時期〕

第７条　　これらの顕彰等は、原則として評議員会の席上で行う。

附則　　この規定は、平成２０年１２月６日から施行する

平成２４年　４月　８日　一部改正

平成２９年　４月　９日　一部改正

慶弔に関する規定

〔目　的〕

第１条　　この規定は、本会の現役員及びＯＢ役員の慶弔事に際し、本会の慶意及び弔意の表し方を定める。

〔対象者〕

第２条　　本会の現役員とは、現役の会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・理事・監事をいい、ＯＢ役員とは、名誉会長・顧問・参与等をいう。

〔基　準〕

第３条　　次の基準で慶意及び弔意を表わす。

慶事

No.	区分	対応
（１）	現役員または、ＯＢ役員がスポーツに関する栄誉（国レベル以上）を受けた場合	役員会等の懇親会に招待して受賞の披露をする。
（２）	その他の慶事の場合	常任理事会に諮り、その都度対応を決定する。

弔事

No.	区分	対応
（１）	現役員死亡の場合	花輪または、生花一対を贈る。
（２）	ＯＢ役員死亡の場合	弔電を送る。
（３）	現役員の配偶者が死亡した場合	弔電を送る。
（４）	現役員の実父母または、同居の父母が死亡した場合	弔電を送る。
（５）	その他の弔事 　例　四国連盟の現役員または、ＯＢ役員死亡の場合 　例　ＪＶＡや(公財)香川県スポーツ協会から要請があった場合	緊急を要するので、会長と理事長の判断に委ねる。

※どの区分にあっても、香典は有志によるものとする。

〔情報の提供〕

第４条　　登録種別部会や居住地等で、対象者に関わる慶弔情報を得た者は、直ちに事務局長または、理事長に連絡をしなければならない。

〔情報の記録〕

第５条　　この規定に基づく慶弔情報に対応した後、事務局長または理事長は総務委員長に慶弔の事実を報告しなければならない。

附則　　この規定は、平成２０年１２月６日から施行する。

平成２３年　４月１０日　一部改正
平成２４年　４月　８日　一部改正

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

香川県バレーボール協会　会長　宮　川　　隆